

2013年度海外研修F6コース報告

——インドの知的財産事情の研修——

2013年度海外研修団(F6)*

抄 録 海外研修F6コースは、2013年度の今回が初の開催となった。本コースは、日本との関係が深化しつつあるインドを訪問し、現地の情勢、文化、知的財産情報に直接触れることを通じて、インドにおける知的財産事情の収集・整理を行うものである。今回は、事前研修にてインド知財制度の概要を学習し、研修生の関心が高いテーマを設定した後、約10日間かけて首都デリー及び経済の中心地ムンバイを訪問した。現地の高等裁判所、特許庁、特許事務所等において、事前に質問したテーマを中心に活発な情報交換及び議論がなされた。現地議論においては研修生の自主性及び積極性が十分に発揮されるとともに、両都市の訪問先をはじめとする多くの関係者の多大なご協力によって、本コースを成功裏に終えることができた。

目 次

1. はじめに
2. 研修内容
 2. 1 事前研修
 2. 2 現地研修
 2. 3 事後研修
3. テーマ学習
 3. 1 Aグループ及びBグループ
 3. 2 Cグループ
4. おわりに

1. はじめに

本コースは、インドの知的財産事案に役立つ研修を会員各社に提供する目的で開催された、研修生による訪問型研修である。

現地研修の前後に事前研修及び事後研修を加えた3部構成となり、事前研修にてインドの知的財産制度全般を学習しつつ、現地での学習テーマを研修生自ら絞り込むことで、より効果的な学習が可能となっている。

現地研修は、インドの首都デリー及び経済の中心地ムンバイを、移動日含め10日間の行程で訪問し、それぞれの都市の情勢、文化、知的財産の状況に触れ合うことにより、知的財産の実務及びマネジメント力の向上を目的としている。

研修団は、団長、研修生、事務局の総勢15名で構成されている。研修生はA（4名）、B（4名）、C（5名）の3グループに分かれ、それぞれ学習テーマを設定した。研修生は、事前研修及び事前の自主学習により出た疑問点をもとに、各都市の訪問先での質問事項をグループ毎に決定し、訪問先に質問事項を事前に送付することで、現地での情報交換及び議論をより充実させるべく努めた。そして現地で得た情報を事後研修において整理することで、インド知財への理解の一層の深化に取り組んだ。

以下に、研修の内容及び成果を報告する。

* The JIPA Overseas Trainee Tour Group F6 ('13)

2. 研修内容

2.1 事前研修

(1) 事前研修第1回

1) 午前：研修生の簡単な自己紹介及び研修ガイダンスを経た後に、事前研修、現地研修及び事後研修（グループ学習）の進め方について、教示を受けた。また、本研修のグループ編成及び役割分担（係）を決定した。

2) 午後：「インドの特許制度及び侵害訴訟の概要」を受講した。講師の山名氏からは、インドの特許及び侵害訴訟の制度のみならず、インドの国情や国民性についての情報も得た。

(2) 事前研修第2回

1) 午前：訪問の際のお土産の選定を行った後、インド訪問先への質問事項について、各グループにて議論を行った。

2) 午後①：「特許の出願～権利化、及び訴訟に関する講義」を受講。インド特許制度の詳細や、4特許庁それぞれの特徴等についての情報を得た。

3) 午後②「インド訪問代表団報告」に関するレクチャーを受講。JIPAのアジア戦略プロジェクトのインド訪問代表団が把握している、インド知財情報の教示を受けた。

(3) 事前研修第3回

1) 午後① インド視察時の情報提供を受け、食事衛生面等の注意事項について助言を受けた。

2) 午後② 「インドの意匠・商標（出願～権利化、訴訟）」を受講し、日本とインドの意匠法、商標法の相違点について情報を得た。

(4) 事前研修第4回

全グループで、現地視察時の特許庁、特許事

務所、高等裁判所、調査会社等の訪問先に対する質問事項をまとめた。限られた時間の中で最大の研修効果を発揮できるよう、重要な質問事項の選定を行うとともに、その優先順位を決定する等、現地研修の準備を完了させた。

2.2 現地研修

(1) 日本貿易振興機構（JETRO）

1) ニューデリー事務所

JETROニューデリー事務所は、現地で収集した情報をもとに、日本の経済産業省とも連携して、インドへの政策提言も含めた日本企業のインド進出を支援している。なお知的財産部も存在しており、知的財産情報を積極的に収集し、提供している。

訪問時に、JETROニューデリー事務所からは次のような情報提供を受けた。

インドの知財制度は、法に則り、公平に運用されている。

インド知財情勢を理解する上でのポイントは、次の二点である。i) 雇用対策として、2,000万人/年にのぼる若年層を製造業（GDPシェア16%を、今後10年で25%に増加させるのが目標）で吸収させるべく、イノベーションの必要性が高まっている。しかしながら、ii) 低所得者対策として、安価なヘルスケア方法の確保が必須であり、特許権自体の強化には慎重である。

特許審査はControllerやAssistant Controllerが、先行調査はExaminer（審査官）が主に行うとのことであり、実務が分担されている。チェンナイ支局を除き、インド特許庁は2回以上のExamination Report（拒絶理由通知に相当する）を出さない傾向が強いため、インタビューは、最初のExamination Report（First Examination Report、以下「FER」）の応答時に申し込むべきである。

インド特許法第8条に基づく外国出願の情報提供は、提出様式（Form 3）の注記に注意しつ

つ行う必要がある。また特許発明の実施報告については、罰則が適用された実例がまだないこともあり、簡便な内容で問題ないと考えられる。

強制実施権が設定された実例は、医薬品以外の分野ではまだない。

特許訴訟や商標訴訟に関しては、仮処分命令が出た後に訴訟当事者が和解するケースが多く、実質的には仮処分審理で勝負が決まることになる。仮処分が出るまでの期間は、商標は申請から1週間程度だが、特許についてはより長期化する傾向がある。

2) JETROムンバイ事務所

JETROムンバイ事務所は、現地で収集した情報に基づいて日本企業の進出を支援している。知的財産の専門家は駐在しておらず、訪問時は、海外投資アドバイザーより主にビジネス面の助言を得た。

① 合弁事業のカギ

業務をできる限り現地人に任せ、現地人のモチベーションと能力を引き出すことが重要である。また、インドと日本では契約及びその遵守の考え方について温度差がある場合が散見される。契約締結後も十分な注意が必要である。

② 欧米企業と日本企業

インドは許認可社会であり、早期の許認可取得は重要である。この点について、欧米企業には決断力があり現地企業や社会との合意形成が早く、また、現地政府とも協力して、種々の許認可を早期に得る傾向にある。現地の文化も、日本企業より欧米企業の風土に親和性が高いのではないかと、このコメントがあった。

(2) 特許事務所

LEXORBIS(所在：デリー)及び、KRISHNA & SAURASTRI ASSOCIATES(所在：ムンバイ)を訪問し、情報収集、意見交換を行った。

研修生の所属企業が、日常のインド特許業務で直面している課題に関して、各事務所より得

られた特に有益な情報について、紹介する。

1) 外国出願に関する情報提供(特許法第8条(1)及び(2))

まず、同一又は実質的に同一の発明について、外国で特許出願した場合には、インド特許出願日、又は外国特許出願日からの6ヶ月以内に、外国出願に関する情報(Form 3)を提出する必要がある(法第8条(1))。その後、外国出願の審査状況に変更があれば、インド出願の特許付与日まで、随時、最新状況を提供することを現地事務所は推奨している。同一又は実質的に同一の発明に係る出願とは、原則として、PCT出願、分割出願又は継続出願を含むファミリー出願が該当する。その提出時期については、運用上、審査状況が変更されてから6ヶ月以内に設定する事務所が多い。特に、拒絶査定、放棄等のインドにおける審査に影響を与え得る重要な情報は、提供すべきである。

また、Controllerから、外国出願の審査結果の提供が要求された場合に、その要求に応じて、審査結果を、要求日(実務上はFERの発行日の場合が多い)から6ヶ月以内に提供する必要がある。(法第8条(2)及び特許規則第12条(3))

Controllerの要求する内容は、拒絶理由通知、サーチレポート、登録クレーム等であり、それらの書類が非英語の場合には、英語翻訳を要する。特許事務所としては、審査に役立つ情報を提出すれば十分であるとの観点から、拒絶理由の要約を提出して対応する場合もある。また、数年前までは、日米欧の審査結果のみ提出が求められたが、現在では、日米欧を含めた全ての国へのファミリー出願に関する審査結果の提供が要求されるとのことである。

法第8条(1)及び(2)に基づく情報提供を怠ることは、異議理由及び特許取消理由となる。なお、提出期限を超過した場合であっても、規則第137条に基づき、Controllerに容赦を求めた上で外国出願の情報を提供することは可能であ

る。ただし、特許登録後の情報提供は不可能である。

法第8条を争点とする裁判は多く行われており、関連判決も増加しているため、当該条文や規則の解釈が今後明確になってくるものと思われる。関連判決をタイムリーに把握して、これを踏まえた運用を実践すべきである。

2) 実施報告書の提出(特許法第146条及び特許規則第131条)

インドで特許登録された発明に関して、商業的な実施状況に関する報告書(Form 27)を、暦年ごとに各年末から3ヶ月以内に提出することが要求されている。この実施報告書には、販売数量、販売額等を記載することが要求されている。特許事務所からは、具体的な販売額の記載を避けたい場合、「販売額が必要であれば提示する」旨を記載した上で提出することも運用上可能であるとの助言を受けた。

実施報告書の提出を怠った場合には、100万ルピー以下の罰金が課せられ、実施報告書に虚偽記載がある場合には、6ヶ月以下の禁固及び/又は罰金が課せられる(法第122条(2))。但し、過去に、罰則が課せられた事例はない。

3) 特許付与までの期間(特許法第21条、特許規則第24条(B))

法第21条に基づき、FERの発行日から12ヶ月以内に拒絶理由を解消した状態にならない場合は、出願が放棄されたものとみなされる。

現在の運用では、出願人がFERに対して応答さえすれば、12ヶ月を経過した時点で、Controllerが拒絶を維持する場合には、必ずヒアリングが開催される。ヒアリングなしで出願が放棄されたとみなされることはない。このヒアリングは、出願人からの要請有無にかかわらず実施される。

(3) インド日本商工会(JCCII)

インド日本商工会は日印間の商工業の発展及

び親善交流の促進を目的に設立された。主に、対インド政府の建議書作成、賃金実態調査、拠点情報調査協力等の活動を行っている。

今回の訪問においては、事務局長よりインド一般概況及び日本企業のインド進出状況についての情報提供を受けた。

1) インド一般概況

近年は、世帯年収5,000ドルを超える中間層の人口が増えており、全体の20%(約2億4千万人)を占めている。2030年には、この中間層が人口の約50%の8億人まで到達する見込みであり、これに伴う市場の拡大がインド成長シナリオを支えている。

しかしながら、インドは近年、貿易赤字(約1,900億ドル)に陥ってルピー安が引き起こされており、経済成長に影響を及ぼしている。

なお、インドには非常に多数の宗教(ヒンドゥー教、イスラム教、シーク教、仏教、ジャイナ教、ゾロアスター教等)があり、文化及び言語が非常に多様であるとされる。こうした背景を理解することが、インド進出の上では欠かせない事柄であると説明を受けた。

2) 日系企業のインド進出状況

インドに進出している日系企業は、2005年時点で250社に満たなかったが、2013年には1,100社超となり、急拡大している。

(4) 調査会社CLAIRVOLEX

1) CLAIRVOLEXの概要

本調査会社は、ニューデリーの振興地であるグルガオン地区の商業ビルが立ち並ぶ地域に位置し、その中でも比較的新しいビル内に本社を設けている。米国の顧客との連携を強化するため、米国のサンノゼ市に支社を設けている。

2) 調査会社が構築するデータベース

インドの大手特許事務所の多くが独自のデータベースを有している。CLAIRVOLEXの前身は大手特許事務所LEXORBISの調査部門であ

り、その頃から、データベースを有している（現名称：CIPIS。http://cipis.clairvolex.com/）。CIPISは日本語にも対応しており、日系企業は10社弱が利用している。文字列検索が可能であり、検索結果に対し更に絞り込み検索ができる等、有用な機能を有する。

(5) Council of Scientific and Industrial Research (CSIR)

CSIRは公的資金により設立された研究開発機関である。インド最大の知的財産権保有者であり、全国37ヶ所の拠点で、医療と化学を含む科学分野の研究を行っている。

訪問時は、CSIR内発明の取扱い及び出願について以下の質疑応答を行った。

1) 権利帰属

CSIRに所属する従業員が発明を行う。従業員とは、発明にかかわる権利をCSIRに帰属させる旨の契約を締結しており、発明からの受益は発明者にも還元している。

2) 発明管理及び出願

CSIRの発明は全て、ニューデリーの事務所において、12人の科学者と15人程度のアシスタント等により一括管理されている。特許調査とインド国内出願はCSIRが自ら行っているが、国際出願についてはデリー近郊の特許事務所を経由して行っている。

3) ライセンス等

ライセンスの判断は、発明の関係各部署が協議して行う。CSIRが有する特許のうち、ライセンスしているものは13%程度である。

(6) インド特許庁

1) インド知的財産局の知的財産環境

インドは、パリ条約（1988年加盟）、特許協力条約（PCT）（1998年加盟）、及び世界知的所有権機構（WIPO）条約（1975年加盟）に加盟している。また、世界貿易機構（WTO）に加

盟し、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）にも参加しており、TRIPSが定める義務を遵守している。

インド特許庁は、歴史、広大な国土及び多言語国家という背景から、コルカタを本庁とし、デリー、チェンナイ、ムンバイの3つの支局を有する。商標庁は、上記4本支庁に更にアーメダバッドが支部として加わる。各本支庁は、その地理的条件に従って出願を受理するため、どの地域の特許庁管轄地に所在する特許事務所であるかという点も、現地特許事務所を選定する上で重要なポイントとなる。

また、JETROニューデリーが発表する最新の統計分析¹⁾によれば、各本支局は、審査対象技術分野にもよるが、権利化の過程における審査の進捗状況について異なった特色を持つ。例えば、特許出願に係る審査請求の日からFERの発送日までの期間については、ムンバイ特許庁が最も短く、FER発送日から最終処分日までの期間については、チェンナイ特許庁が最も短い。2013年度のFER発送件数、最終処分件数は、技術分野によって多少のばらつきはあるが、デリー特許庁が最も多い。

2) デリー特許庁

デリー特許庁は、ニューデリーの郊外に位置し、空き地が建物の周りに多く存在する。1階フロアーには、左右に分かれて、特許、意匠、商標の出願の受付窓口がある。また、現在新しい別館を建設中であった。審査官増員に対応するためと思われる。デリー特許庁ではAssistant Controller 2名による対応を受けた。

3) ムンバイ特許庁

ニューデリー特許庁と同様、ムンバイ特許庁も郊外に位置する。ニューデリー特許庁と比較して、建物は歴史を感じさせる。ムンバイ特許庁ではAssistant Controller 4名及びPatent Examiner 2名（以下、デリー特許庁での面談者を含め「面談対応者」）による対応を受けた。

4) 特許庁まとめ

現地研修ではデリー及びムンバイ特許庁を訪問し、インド独自の特許取得上の留意点等について、実際に審査に携わっている特許庁関係者にヒアリングを行うことができた。具体的には、インド特許法第8条、第21条、第146条を中心に実践的な対応方法についてヒアリングした。

これらの条項は誤った処理をした場合の措置の厳しさから、多くの現地代理人が出願人に安全策を勧めることが多く、情報が錯綜しがちであるが、実際に権利化業務を取り仕切る特許庁の審査官や管理官に直接、どのような処理が適切なのかという特許法上の根拠や、誤った処理をした場合の救済措置などの根拠を提示されたことは、大きな収穫であった。

(7) デリー高等裁判所

1) 概要

デリー高等裁判所（以下「デリー高裁」）は、インド国内に21ある高等裁判所の一つであり、首都ニューデリーに位置する。デリー高裁は構内に調停センターを有しており、そこでは、知財関連の係争についても調停可能である。

2) 調停センター

デリー高裁では、調停センターにて問題解決を図ることを勧めている。調停センターでは、コミュニケーションによりお互いの理解を図ることが主眼とされ、裁決は行われない。訴訟を提起して解決を図るよりも、調停センターにて解決を図る方が、スピード、コストの面では優れている。現在は、裁判官4名、弁護士4名が調停官として任命されている。

調停が不調に終わり、本訴提起をすることになった場合であっても、調停の内容が本訴に影響を及ぼすことはない。訪問時において、調停予定表には著名な欧米企業が幾つか名を連ねており、海外企業にとっても、調停による解決の実効性が認識されている模様である。

3) 裁判における審理

① 訴訟期間の短縮

現在、インドの裁判所は知財訴訟の期間短縮に取り組んでいる。知財訴訟につき、最高裁判所は下級裁判所に対して、訴訟提起から6ヶ月程度で判決を出すように求めている。デリー高裁においても、経験のある退職裁判官に審理の協力を仰ぐこと等により、審理期間の短縮化に努めている（現在の審理期間は12ヶ月～18ヶ月とのコメントあり）。

また、インドの裁判所には、日本の裁判所調査官制度に相当する制度は存在しないが、必要に応じて、技術の専門家を証人とするにより、特許権侵害訴訟における技術的な理解を図っている。

② 仮処分

仮処分について、裁判所は実態を審査した上で実行するか否かを判断する。当該判断は、申請から30日以内に下すことになっているものの、実際には3～4ヶ月程度かかるのが実態である。

被告が権利侵害を知ってから提訴までの期間が少々長くなったとしても、権利が有効である限り、裁判所は仮処分の判断を行う。権利侵害を知ってから6ヶ月～1年程度であれば、仮処分は認められる可能性が高い。しかし、権利侵害を知ってから長期間経過した後では、被告がビジネスを確立している場合、差止めによるビジネス環境への影響が大きくなるため、仮処分の判断を下すのが難しくなる可能性がある。

③ クレーム解釈

クレーム解釈について、裁判所は、原則として、明細書の内容を詳細に検討した上で解釈を行う。また、裁判所は、クレーム解釈を行う際に、出願経過及び他国の審理状況についても勘案する。

(8) ボンベイ高等裁判所

1) 概要

ボンベイ高等裁判所（以下「ボンベイ高裁」）は、インド最大の都市ムンバイに位置する。

2) 裁判における審理

① 訴訟期間の短縮

デリー高裁の項でも述べたとおり、インドの裁判所は知財訴訟の期間短縮に取り組んでいる。ボンベイ高裁では裁判官の増員も計画されており、訴訟終結が早まることが期待される。ボンベイ高裁はインド国内で最も早く知財訴訟の決着が付くとのコメントがあったものの、デリー高裁と大差はないと思われる。

② 商標の類否判断

商標の類否は、deceptive similarityやclear confusionがあるか、消費者が誰でどういったビジネスなのか、市場が技術的知識を持っているのか等を勘案し、総合的に判断される。

③ 商標の「著名」、「周知」の基準

最新の商標法に規定されたため、今後は商標法に従って判断するとのコメントがあった。

④ 懲罰的賠償制度の有無

インドには懲罰的賠償制度はないとの回答を得た。今後、懲罰的賠償制度が導入される可能性も低いと思われる。

⑤ 証拠の取り扱い

訴訟においてインド国外の検査装置／laboratoryを使用して得た資料は、裁判官の心証形成に役立たない（≒証拠能力に欠ける）との回答があった。よって、訴訟において提出する予定の証拠資料の作成に検査装置／laboratoryを使用する必要がある場合に備えて、インド国内の検査装置／laboratoryと関係を築いておくことが重要と思われる。

2.3 事後研修

帰国後、研修生は2014年1月から3月にかけて、3回にわたり事後研修を行い、現地で得た

情報をもとに、学習成果のまとめを実施した。具体的には、研修生間及び各グループ内で意見交換し、特許関連の実務に役立つ情報を精査し、本報告をまとめた。また、各グループ毎に学習成果のまとめ及び研修内発表を行った。

3. テーマ学習

3.1 Aグループ及びBグループ

(1) 現地研修の全体的な活動について

今回の現地研修では、後掲の表に記載する日程のとおりデリー地域及びムンバイ地域を訪問し、原則としてA～Cの各グループが、訪問先毎に分担して質問を実施している。

Aグループは、ニューデリー特許庁、ムンバイ特許庁及び調査会社（CLAIRVOLEX）を担当した。特許庁に対しては、特に重要と思われる質問事項のみヒアリングを行った。

Bグループは、LEXORBIS及びKRISHNA & SAURASTRI ASSOCIATEの両特許事務所を担当した。特許事務所については特許庁に比べ面談時間を長く取ることができ、また具体的な対応策にかかわる情報入手を行うべく、実務面でのより詳細なヒアリングを行った。

(2) インド特許庁及び特許事務所でのヒアリング

1) 質疑概要

インド特許法独特の特許権取得に関する情報について、実際に出願の審査に携わっている特許庁関係者及び事務所関係者にヒアリングを行った。具体的には、その制度の分かりづらさや現地代理人によって制度解釈が異なるため、日本企業の多くが対応に苦慮するとされるインド特許法第8条、第21条及び第146条を中心に具体的な対応方法についての情報を収集した。

2) 特許法第8条について

本条項は、インド出願と同一ファミリーの外国

出願に関する情報（例えば、出願国、出願番号、公開番号、登録番号等）を所定の陳述書又は誓約書に記載して提出しなければならないことを規定する。公開番号や登録番号に関する情報は、それぞれの出願国における審査環境等の影響を受けて、適宜出願人に通知される。これらの情報を一度にまとめてインド特許庁に提出すべきか、又は随時提出すべきかで悩む企業が多い。

その原因として、現地代理人によって提出時期の意見が異なることが一つ考えられる。

まず、法第8条の「情報を記載した書面の提出の頻度」及び「該情報が非英文の場合のその翻訳の必要性」について特許庁の面談対応者に質問したところ、「情報を記載した書面の提出の頻度」に対しては、基本的にはExamination Reportに記載されている審査官からの要求事項に対応することが肝要であると回答を受けた。審査官からの要求どおりに対応することが、必要最低限の提出頻度になると回答を受けた。

次に、特許庁の面談対応者より「該当情報が非英文の場合のその翻訳の必要性」に対しても、審査官からの要求項目に対応する形で行うべきとの明言を受けた。翻訳文の必要性については、現地代理人によって法第8条の解釈が微妙に異なるため、多くの日本企業が未だに方針を決めかねているという現状がある。

一方、出願人が法第8条に対応することができなかった事例として、意図せず誤った情報をForm 3と呼ばれる申請用紙に記載してしまった場合を挙げ、どのような対処が考えられるかと質問した。これに対しては、Controller判断により受理が制限されるものの、故意による誤記ではないとする明快な理由を提示すれば、宥赦（condonation）として誤記に関する規則第137条が適用され、誤記の訂正ができる。またForm 3の提出を失念した場合も、登録前であれば、上記同様、故意でないことを証明できれば、遅延に関する規則第138条に基づき、Controller

判断で提出を受理される。

法第8条の対応に不備があると、第三者から取消審判が請求され、特許取消（法第64条第1項（m））という厳しい措置を受ける可能性がある。よって、誤記や未提出に対する救済措置の情報は極めて重要であるといえる。

3) 特許法第21条について

本条項は、FERを出願人に送付した日から所定の期間（12ヶ月）内に拒絶理由を解消した状態にしないと出願が放棄したものとみなされる規定であって、多くの日本企業が注目する規定の一つである。

法第21条に記載の「出願を特許付与の状態にする期間」の解釈については、面談対応者からFERで指摘のあった事項全てに12ヶ月以内に対応していれば、法第43条第1項（b）（特許付与）の規定を根拠に出願人への事前連絡なしに出願は放棄されないとの説明を受けた。

また、2005年1月に特許規則の改正が行われ、12ヶ月の期間中に申請人からヒアリングの申請があった場合、審査官は必ずヒアリングを行うことになった。そのため、出願の状況が放棄に変わる前に必ずヒアリングが開催されるとの説明を受けた。

なお、ムンバイ特許庁の面談対応者からは、一般的にインド国外企業は国内企業に較べてFERへの回答が極めて遅いとの指摘を受けた。つまりインド国外企業は応答期限直前に応答をするため、これに伴い特許庁での対応も遅れがちになってしまうとの指摘である。対応外国出願をほとんど行わないインド国内企業は、FERに対して直ぐに応答することが多いため、特許庁は、インド外国企業のFERに対する応答の遅さが際立っていると感じているようであった。

4) 特許法第146条について

本条項は、特許権者がインド国内における特許発明に関する商業的実施の程度について実施報告書（陳述書等）の提出を要求されるもので

あって、特許権者はこれに応じなければならないとする規定である。

法第146条に規定される「実施報告書の提出」について、実際にどの程度まで情報が公開されるのかという点については、昨年2013年より各企業から提出された申請書が、そのままPDF化されインド特許庁のホームページで公開されていることが確認されている。

<http://ipindiaservices.gov.in/workingofpatents/>

PDFは随時アップロードされ、過去分については今のところそのまま保持される見通しであるとのことである。

5) その他の特許制度に関する情報

① 審査官の補充

インド特許庁全体で年々増加する出願件数に対応するため、審査官を大量に新規採用している。計画では、計500人の審査官を採用するとの説明があった。新規採用の審査官は3ヶ月間の事前研修を受けた後、8ヶ月間の上級審査官との審査実務トレーニングを受ける。計約1年間の包括的な研修を受けて、審査官としての本格的な実務が開始するとの説明を受けた。

② ヒアリング(面談)での補正及び議事録の公開

原則としてFERを発行した審査官と出願人の代理人がヒアリングに出席し、その席上で対象出願の補正案が検討され、受け付けられる。ヒアリング時の補正については、通常の補正と同様に法第59条に従って行わねばならない。そのヒアリングの議事録は、後日インド特許庁のホームページで公開される。また、稀に別の審査官が参加することもあるとの説明があった。

③ 進歩性の判断基準

インド特許庁は先進国における進歩性の判断基準を参考にして、インド独自の判断アプローチを行っているとの説明を受けた。

④ インド特許庁データベースと特許事務所

データベースの関係

インド特許法は、他国と同様に出願公開制度を有しており、インド特許庁が管理するデータベース(以下「インド特許庁データベース」という。)で公開されたインド出願を確認することができる。また、審査を経て特許された案件についても確認が可能である。しかしながら、インド特許庁データベースの公開情報及び登録情報には一部漏れがあるとの意見がある。そのため、インド国内にある多くの大手特許事務所では、それぞれがインド特許に関する独自のデータベースを構築している。

大手特許事務所は、独自のデータベースの完成度を高めるために、インド特許庁データベースの漏れを発見した場合は、随時特許庁に問い合せて、情報を補完している。例えば、出願番号を番号順に追いかけていき、出願公開日が経過して既に公開済であるべき案件が公開されていないときには、その案件の公開情報又は取消等の情報を特許庁に確認して情報を収集する。これにより、大手特許事務所は網羅的なデータベース構築を目指している。

3. 2 Cグループ

Cグループが質問を担当したのは、デリー高等裁判所、ボンベイ高等裁判所、JETROニューデリー、JETROムンバイ、JCCII及びCSIRの6ヶ所である。

(1) インド国情と知財の関連

JETRO及びJCCIIで教示を受けたとおり、インドは莫大な人口と経済発展に支えられた内需主導国である一方、製造業が発展途上である。若年層向けの雇用確保と対外輸出強化のため、インドは国内における製造業振興を推進している。知的財産権は製造業の基盤となるため、外資を引き込みつつ、国内製造業者の強化を図るために、特許や商標をはじめとする知的財産権

制度の整備を積極的に進めている。

一方、インドは、減少傾向にあるとはいえ低所得層（年間所得額9万ルピー未満）が国民の51.5%（2009/10年の推定値²⁾）を占めており、医薬品をはじめとするヘルスケア関連の社会保障措置を講じる必要に迫られている。特許権者等の権利者の権利重視は、こうした貧困層対策と矛盾しかねず、インド政府は、特許権そのものの強化には慎重である。

インドにおいてビジネスを展開するには、以上の一見相反する政策がとられていることを認識しつつ、日印双方が利益を享受する仕組みを構築しなければならない。

なお、インドは判例法国家であり、制度運用の細部は事案の積み重ねにより構築される。司法・行政ともに、現時点においては、知的財産の実務経験を積み重ねている段階であり、運用の詳細は未確定の部分が少なくない。実例がまだ生じていないとの回答を得る法定事項も複数あった。今後の実務及び判例の動向を注視する必要がある。

(2) 権利化後の訴訟対応

今回、研修団はデリー高裁とボンベイ高裁を訪れた。デリー高裁は調停センターを有している。いずれの高裁でも特許権侵害訴訟及び商標権侵害訴訟を提起することが可能であるが、インドの裁判官は6ヶ月程度で配置換えとなることが多く、知的財産権に習熟した裁判官はまだ少ないものと思われる。訪問時点においては、デリー高裁は特許権侵害及び商標権侵害のいずれの事件にも比較的豊富な経験を有するが、ボンベイ高裁はデリー高裁に比べて特許権侵害事件の件数が少ない模様であった。

日本でいう裁判所調査官にあたる職制はないものの、個別案件において専門家に聴聞し裁判官が専門技術の理解を図ることはある。よって、裁判官による技術内容の理解が必要と思われる

案件においては、代理人を通じて、技術理解の重要性を裁判官に認識させるべく主張する必要があるだろう。

訴訟期間については、今回訪問した高等裁判所はいずれも、審理期間の短縮に積極的な姿勢を示していた。デリー高裁は調停の活用を推奨しており、またボンベイ高裁は、裁判官の増員を予定している。しかし、デリー高裁は12~18ヶ月程度での判決言い渡しを目標にするとコメントする一方、ボンベイ高裁は3年以内の判決言い渡しを「インドにおいては早い」とコメントしており、期間の長短についての認識が高裁によって若干異なる。またこれらの数字はあくまで一般論と思われる。原告と被告が相反する主張を行う本格的な訴訟において、判決までの時間がいかにほどになるかは、なお注意深く検討する必要があるだろう。

仮処分については申請後すぐヒアリングが始まるとともに、3~4ヶ月程度で結論が出されるとのことである（商標については特許よりも仮処分決定が早い傾向があるとのこと）。仮処分の申請が訴訟審理の遅延につながるとの認識は、両高裁ともになかった。よって被侵害案件については、仮処分の活用を視野に入れるべきであろう。

なおデリー高裁が推奨する調停センターの利用であるが、インドにおける調停は、調停不調に終わった場合も訴訟には影響しない（訴訟の裁判官も調停内容にはアクセスできない旨のコメントがあった）とされている。調停は訴訟よりもコスト面及び時間面で優位性があるため、調停に応じる可能性が高い相手との係争においては、この調停センターによる解決にも一考の価値がある。

4. おわりに

本研修においては、特許に関するインドの司法、行政、民間の各機関をバランスよく訪問で

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

き、意義深いものになった。また各訪問先においては、日系企業の動向、日本の知財動向及び日本知的財産協会（JIPA）の活動等に対して大いに関心を持たれていることが実感された。

インドでは、知財実務の詳細は未だ固まりきっていないのが実態と考えられる。しかし、行政の運用精度及び審査速度は、今後、向上するものと思われるし、司法においても訴訟の早期化には極めて前向きとの感触を得た。よって、インド知財の実務は、司法・行政ともに、将来的に進歩するものと思われる。日本企業としても、インド知財情勢を今後とも注視していく必要がある。

今回の研修は、訪問予定日当日においてもスケジュール変更が発生した。また、移動日を除き5日間という短期間で11ヶ所を訪問したた

め、1ヶ所当たりの滞在時間は短いものとなった。しかし、各訪問先の方々、そしてJIPA事務局の尽力により、予定していた訪問を全てこなすことができ、かついずれにおいても有意義な情報交換をすることができた。ご協力いただいた全ての方々に、改めて厚く御礼申し上げる。

なお、本研修においては、JIPA会員企業がインド特許の実務で直面している課題を中心に学習した。本報告を各会員における実務の参考にしていただければ幸甚である。

注 記

- 1) 「インド特許審査の進捗状況（2014年1月）」
JETROニューデリー
- 2) 「インド市場と市場開拓（2012年3月）」独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）

表 2013年度（F6）研修日程及び研修参加者

【研修日程】

| 研修 | 回 | 開催日 | 講義内容／現地訪問先等 |
|-----------------|---|----------|--|
| 事前研修 | 1 | 9/19 | 講義「インドの特許制度及び侵害訴訟の概要」、研修ガイダンス、グループ係決め、テーマ決め |
| | 2 | 10/17 | 講義「特許の出願～権利化、及び訴訟に関する講義」、講義「インド訪問代表団報告」、グループ学習 |
| | 3 | 11/18 | 講義「インドの意匠・商標（出願～権利化、訴訟）」、インド事前視察情報共有 |
| | 4 | 12/16 | 中間報告会、質問事項協議・確定、グループ学習 |
| 現地研修 1/14～23 | 1 | 1/15 | JETROニューデリー、LEXORBIS（特許事務所） |
| | 2 | 1/16 | CLAIRVOLEX（特許調査会社）、CSIR、インド日本商工会（JCCII） |
| | 3 | 1/17 | デリー特許庁、デリー高等裁判所 |
| | 4 | 1/20 | JETROムンバイ、ムンバイ特許庁 |
| | 5 | 1/21 | KRISHNA & SAURASTRI（特許事務所）、ボンベイ高等裁判所 |
| 事後研修 | 1 | 2/4 | 現地研修感想、知財管理誌原稿作成準備 |
| | 2 | 2/17 | 知財管理誌原稿作成 |
| | 3 | 3/14, 15 | 成果報告会、会誌原稿最終確認 |

この他に、Aグループ、Bグループ、Cグループそれぞれ、個別研修を実施

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

【研修参加者】

| | 氏名（会社名） <敬称略，*は，グループリーダー> |
|-----|--|
| 団長 | 碓氷裕彦（デンソー） |
| A | 河野 寛（出光興産）*，常木富美子（花王），安永純子（リコー），白坂 一（UBIC） |
| B | 野村啓輔（大塚製薬）*，虻川宏平（日本特殊陶業），犬飼俊洋（東レ），川島道紀（トヨタテクニカルディベロップメント） |
| C | 中村優太（パナソニック）*，中尾義和（ダイキン工業），藤澤 博（カネカ），池田良介（三菱重工業），山形純広（JFEスチール） |
| 事務局 | 海野祐一（日本知的財産協会） |

【人材育成委員会，事務局】

片岡一也（ダイセル），稲森 創（住友化学），石塚かおり（王子ホールディングス），南口 梓（塩野義製薬），飯島敏夫（日本化学工業），原田茂樹（富士通），上本浩史（ダイキン工業），露木育夫（事務局），海野祐一（事務局）



（原稿受領日 2014年5月15日）